

様式2 (セミナー等用)

報告書

平成 29 年 7 月 29 日(土)から 7 月 30 日(日)に開催された「議会のチェック機能を本気で考える～議選監査委員・新公会計制度と決算審査・シチズンシップ教育・議会基本条例～」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成 29 年 8 月 9 日

名取市議会議長 郷内 良治 様

会派名 みんなの名取
代 表 大友 康信



記

- 1 研修期間 平成 29 年 7 月 29 日 (土) ～ 7 月 30 日 (日)
- 2 研修場所 法政大学 市ヶ谷キャンパス外濠校舎
- 3 行程表 別紙のとおり
- 4 参加人員 1 名 <氏名> 大友 康信
- 5 研修内容 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



行程表

記

<p>期 間</p>	<p>平成29年7月29日～7月30日</p>	
<p>参加者</p>	<p>大友康信</p>	
<p>全体の行程 (使用する交通機関及び宿泊地等) ※行程表添付可</p>	<p>7月29日 JR 沼駅 9:50 仙台 10:03 10:13 東京 11:58 12:07 御茶ノ水 12:11 12:12 飯田橋 12:16 法政大学市ヶ谷 キャパス外環校舎 18:30～16:30 飯田橋 白</p>	<p>7月30日 法政大学市ヶ谷 キャパス外環校舎 10:00～15:00 飯田橋 15:40 御茶ノ水 15:44 15:49 東京 15:53 17:00 仙台 19:04 19:17 沼駅 19:30</p>

所 感

市民と議員の条例づくり交流会議は10回目を迎え、今回は2017夏企画「議会のチェック機能を本気で考える」と題し、7月29日と30日の2日間、法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎で開催された。市民、地方議員、自治体職員、教育関係者、高校生、大学生、法改正に関わる有識者など、幅の広い参加者が200名以上集まり、さまざまな立場からの質問や意見、本音が飛び出して活発な議論が交わされるなど、非常に興味深くて勉強になる充実した2日間であった。

7月29日

全国自治体の議会運営に関する実態調査の結果報告について

47都道府県20政令市23特別区、743市〔96%〕653町村〔70%〕の合計1485自治体〔83%〕の議会の変化を確認できる内容で、・議会基本条例の制定・議会の審議や討議・情報公開・市民参加・政策形成/政策マネジメント等に関して、最大12年分の推移が示されている集計表の内容と議会基本条例の制定状況などについて、長野 基 氏〔首都大学東京〕から説明を受けた。

本市議会の議会基本条例と議会改革に係わる進捗度は、全国の自治体のなかでも先進的であることがデータから読み取れた。なぜならば、全国における制定のピークは2013なのに対して、本市における議会基本条例の制定は2011年であること。全国で条例制定されている市は461〔59.8%〕であり、制定済みで改正も行っている自治体は299〔20.1%〕という状況となっているなか、本市は検証・検討の上、既に一部改正も済んでいるからである。

『今、あらためて議選監査委員を考える』

基調講演「議選監査委員と議会のチェック機能」江藤俊昭 氏〔山梨学院大学〕

パネルディスカッション

元議選監査委員 東村山市議会議長 伊藤氏

所沢市議会前議長 桑畑氏、

元監査事務局 福岡市職員 馬場氏

平成29年第193回通常国会で地方自治法等の一部を改正する法律が可決され、条例によって議会から選出する議選監査委員を廃止することや、外部の監査専門委員の創設することの選択が可能になる。また、議会が決算を不認定とした場合に首長が行なった措置を報告することも定められた。法律の施行は平成32年なので、この改正を機に議会改革の第2ステージとして、議会の監視機能の充実強化や議選監査委員制度の選択制について、今後、それぞれの自治体で議論されるようになるだろう。議選監査委員の立ち位置や法改正に至った経緯、論点などを知り、現場に係わったパネラーの本音入りの意見を聴くことができたことは、時機を得て非常に有意義なものであった。

基調講演では、現行監査制度の議選監査委員制度の継続には、積極的な考え方と消極的な考え方があり、これまで議論が続けられた結果として選択制という法改正に至った背景が説明された。

議選を継続すべきとする積極的な考え方とは、理念としての議選を「用心棒」と表現して、監査制度設立当初の政府説明である実地検査権の剥奪になること。議会で議論された論点を監査でも生かせること。議会審議に活用できることがあげられる。

また、議選を廃止すべきとする消極的な考え方とは、監査委員全般に中立性や専門性の欠如が見られること。議選監査委員の任期が短いと専門性が欠けること。最大会派と首長が「癒着」している場合はチェックが効かないこと。アガリのポスト化していることなどがあげられる。解決の方向として、議会としてかわり監査委員の情報を全体のものにする。任期を長くする。選出を最大会派に偏らないようになどが挙げられるが、打開できる方策が無いので議選廃止の議論が蔓延したという。もともと監査委員は執行機関であるのに、議員という身分を残したまま監査委員をするという歴史的産物であり、現状では議会力のアップの議論とも連動しないなど、議選が微妙な立場であることも理解できた。

パネルディスカッションは、現場を知り尽くしたパネラーがそれぞれの立場での意見を発表したあと意見交換する方法で進められた。

まず始めに元監査事務局職員 馬場氏は、その立場から、議選監査委員はいらないと語る。まず議選監査委員が選出されると、監査委員としての研修を徹底する。守秘義務があるので、公表された監査結果以外は監査委員の職務上知った内容を外で話すことや、質問のネタにしては駄目であることを何度も伝えたりもする。もちろん決算審議はできないが、一般質問は可能なので、やはり必要以上に気を遣うので、一緒に仕事するのは非常にやりにくいこと。市長に対して野党系の方が、やたら質問が多く大変な時もあった。理解しようと勉強される方なら良いが・・・やはり、監査は執行機関にあるので議選の監査委員は廃止すべきという。

続いて元議選監査委員である東村山市議会議員 伊藤氏は、議選監査委員が問題視された点、機能や必要性について次のように語る。

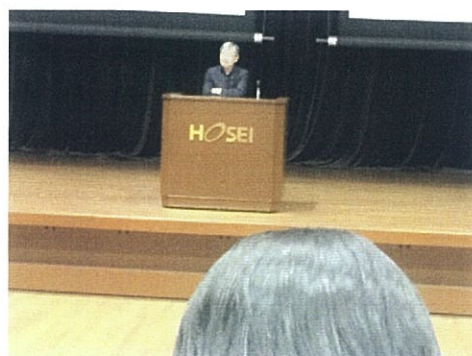
議選監査委員にはベテラン議員のための名誉職的な側面があるが、行政事務全般を把握している上に、研ぎ澄まされた危機管理能力を持っている必要があり、漫然と現状を黙認しているような委員では失格である。また、生涯にわたる守秘義務があり、職務上で知り得た情報を口外できないが、一般質問や予算審査、政治目的に手柄のように口外すれば行政監査の信頼は損なわれ、適正な監査が阻害されることになる。しかし隠すべきでない行政課題は「議員」として指摘、議論するケースも必要であり、二律背反となる守秘義務と議員活動を自制判断できる能力を備える必要がある。人選が課題ではあるが、議選監査委員はなくしてはならないという考えが示された。

所沢市議会前議長 桑畑氏は、監査委員の時に自ら積極的に監査報告を作成して、可能な範囲でできる限りの行政情報を盛り込むなどして委員にあたったそうで、議選監査委員が本気を出せば相当なことができるかと主張。議員は監査結果の活用をすべきであり、議会も監査本来の役割に根ざした委員選出をすべきである。財政的に余力があれば、制度を維持すべき

であるという考えが示された。

立場や視点の異なる3名のパネラーと江藤氏の意見を総合的に判断すると、議選監査委員は、名誉職的に漫然とこなせばよいというものではなく、当然、無責任な自己の政治的野心で汚してはならない職務である。二元代表制度において、行政会計事務の監視役を担う誇りと責任を忘れずに、業務知識の蓄積を怠らず、行政の将来を見据えた危機管理能力を備える者が担うべきである。議選監査委員は本気を出せば相当なことができるので、議員は監査結果を、これまで以上に活用すべきであり、議会も監査本来の役割に根ざした委員選任をすべきである。しかし、どのようにしたら適任者を選任できるのか、任期や方法はどのようにするのか課題である。議会側パネラーとしては、行政の監視機能として議選監査委員制度は維持すべきとまとまった。これに対して執行部側パネラーは、議選監査制度は形式的な監査委員なら存在意義は無いし、能力の高い委員ならば、それはそれで大変なので廃止していただきたいと会場を沸かせた。

この外に岡山県の備前市と瀬戸内市が会計検査院を共同設置する事例や、コストは高上がりになるが包括外部監査にも触れられたが、今回このテーブルに上がった意見や項目は、いずれ本市において議論される時に役には立つであろうと考える。



7月30日

「新地方公会計の導入と決算審査」

午前中に3つの分科会が開催された。「新地方公会計の導入と決算審査」について習志野市会計管理者の宮澤正泰氏の講演を選択し受講した。

始めに新公会計に用いられる複式簿記についての概要説明のあと、4つの財務諸表の見方や分析、決算審査に活用するヒント、固定資産台帳整備と公共施設総合等管理計画の関係と中長期の財政計画・総合計画等の関連などについて説明を受けた。

新地方公会計は平成28年度から導入され、今年9月の定例会の決算審議されるようになる。審査のやり方については、これまでと大きな違いはないようであるが、各種比率を見ながら財務分析ができる視点が増えれば、より精度の高い審査も可能となる。また、自治体においても換金性のないインフラ資産や、そうでない物を施設ごとに数値で適確に捉えて、維持管理と更新時期の将来見通しとして、中長期財政計画を補完できるようになる。

新公会計の財務諸表については、統一の基準のなかで、自治体の財政状況を、より正確に

捉えるためのひとつの道具であるが、理解して活用されなくては意味がない。また平成20年度の決算からは公会計制度改革により、本市でも他の自治体同様にホームページで、貸借対照表(バランスシート)、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4つの財務諸表を公表しているが、財政用語は難しいというイメージは拭えず、市民に理解してもらえないのは難しい。

そのような中、いかに住民にわかりやすく理解してもらえるか。講師の地元である千葉県習志野市では、「バランスシート探検隊事業」を企画。市職員・千葉大学の官学協働事業として、会計のゼミ学生や高校生と一緒に「高校生にもわかる」視点でバランスシートを読み解く取り組みを実施している。

バランスシートを構成する資産、負債、純資産の理解から始まり、純資産比率や老朽化比率などを学習するも、高校生や住民の方の感触は「なんとなくわかる」程度。もっと理解してもらえるようにと、資産の中から調べたい市の施設を選び施設見学し説明を受け、バランスシート上の資産価値と実際の利用状態を確認するなどの取組みを続けている。

バランスシート探検隊事業は、住民が市の財政状況に少しでも興味を持ち、バランスシートやセグメント情報を住民の目線で読み解いていく、一緒に考えるモデル事業として、愛媛県砥部町、鹿児島県和泊町、熊本県和水見町、大阪府大東市など全国に広がっている。本市においても今後このような気運が高まるように、自らも取り組んでいきたいと考えている。



全体会「分科会の報告とこれからの議会改革を考える」

最後は、全体会として他の分科会と合流し、それぞれの分科会の取りまとめ報告を聴いた。『シティズンシップ教育と議会』の分科会報告からは、高校生インターンシップ体験者や引率の先生の生の声、考え方を聴いたあと、若者に政治を伝える POTETO という大学生の団体のプレゼンをうけた。若者たちにある政治に対する無関心のバリアーを打ち破るには、「興味・関心を引きつける魅力」「カッコイイと思わせる」「日常の自分の身の回りの課題を『自分ごと』として考えさせる」ことが必要である。

『議会基本条例を改めて学ぶ』の分科会報告からは、議会基本条例の原点に還り栗山町議会基本条例と津市議会基本条例を題材に繰り広げられた議論について報告がなされた。ここには栗山町議会議長も参加しており、議会懇談会参加者の減少への対処やあり方などの発言もあった。また学校で議会懇談会をしている議会はないか？との司会からの問いに、会場に

いた100名以上の議員のなかで、唯一、横須賀市議会でも市立高校での懇談会の事例をきくことができた。後に資料をいただいております、議員には感謝をしています。

会議は最後まで非常に盛り上がり、次回の11・12月の会議に期待を持たせる内容で、運営委員の佐藤真和東村山市議の企画力に脱帽した。本市からの参加者を募りたくなるほど、盛りだくさんで有意義な市民と議員の条例づくり交流会議であった。

